

計理委員会報告

平成 21 年度（2009 年 4 月～2010 年 3 月）決算報告

NPO 法人日本臨床細胞学会

収入の部

科 目	予 算 額 (円)		決 算 額 (円)		備 考
	内 訳	合 計	内 訳	合 計	
前年度より繰越金		44,240,916		44,240,916	別途銀行預金 110,000,000 円含まず
会費		105,573,000		106,621,150	
2008年まで	4,614,000		4,332,150		医師 207 名 技師 18 名 図書 4 件
2009年	96,969,000		98,390,000		医師 3,707 名 (88.26%) 技師 5,964 名 (89.28%) 図書 26 件 (76.47%)
2010～2012年	3,990,000		3,899,000		医師 140 名 技師 248 名 図書 2 件
雑誌発行協力費 48巻(1～6号・補1・2号)		1,600,000		858,400	
論文掲載料		1,700,000		1,368,716	
47巻(5号)			18,038		
48巻(1～6号)			1,178,929		
49巻(1号)			171,749		
賛助会費		40,000		50,000	3件(2年分×2)
学会許諾料金		500,000		466,408	
大会戻し金		4,000,000		4,837,675	(春期) 2,228,151 円 (秋期) 2,609,524 円
記念事業組み戻し金		1,008,619		1,008,619	
国際細胞学会誘致				70,000	国際誘致会
預り金・法定福利				3,261,510	
預金利息		18,000		7,941	
雑収入		30,000		48,000	協会印刷費 ¥20,000
過入金				162,040	
小計		114,469,619		118,760,459	
合計		158,710,535		163,001,375	

支出の部

科 目	予 算 額 (円)		決 算 額 (円)		備 考
	内 訳	合 計	内 訳	合 計	
学 会 費		11,900,000		11,900,000	
第 51 回 春 期 大 会	6,800,000		6,800,000		平成 22 年春期大会
第 49 回 秋 期 大 会	5,100,000		5,100,000		平成 22 年秋期大会
専 門 医 認 定 制 機 構		429,500		429,500	年会費 200,000 円十専門医数 2,211 名×100 円
班 研 究 助 成 金		2,000,000		2,000,000	平成 21 年吉田朋美
学 術 研 究 費		400,000	400,000	400,000	
会 議 費		2,500,000		3,607,808	
理 事 会 費	1,500,000		1,831,463		
常 任 理 事 会 費	1,000,000		1,776,345		
雑 誌 製 作 費		32,460,000		37,879,836	
48 巻 (2~6 号・補 1・2 号)	28,500,000		31,962,315		制作費 36,936,271 円 サマリー 651,525 円
カ ラ ー 印 刷 補 助 金	3,500,000		5,917,521		論文郵送料 292,040 円
J-STAGE 諸 経 費	460,000		0		
通 信 費		12,100,000		13,098,113	
雑 誌 発 送 費	8,600,000		9,189,453		
事 務 通 信 費	3,500,000		3,908,660		
事 務 経 費		38,750,000		43,166,116	
純 事 務 経 費	3,200,000		3,048,148		事務経費 1,472,086 円十コピーリース他 1,576,062 円
印 刷 費	3,000,000		2,233,140		雑誌用封筒・郵便用封筒
学 会 出 張 費	500,000		325,342		福岡 4 名分
事 務 員 給 与	16,000,000		18,512,488		給与十定期代
法 定 福 利 費	1,700,000		2,092,050		社会保険・健康保険・雇用保険・介護保険他
事 務 員 パ ー ト 代	6,000,000		6,214,630		4 名~8 名分 (交通費含む)
コ ン ピ ュ ー タ 関 連 費	6,500,000		8,885,503		人件費 8,118,938 円 ソフト・その他 766,565 円
備 品 購 入 費	50,000		0		
接 待 交 際 費	50,000		80,750		慶弔費 ¥ 30,750
学 会 賞 他 制 作 費	150,000		212,415		
顧 問 料	1,600,000		1,561,650		
委 員 会 運 営 費		4,140,000		3,838,197	
総 務 委 員 会	840,000		383,520		情 57,330 円 医 260,980 円 肺 0 円 執 65,210 円
学 術 委 員 会	400,000		762,106		
計 理 委 員 会	280,000		219,215		
編 集 委 員 会	250,000		319,025		
細 胞 診 断 専 門 医 委 員 会	900,000		304,674		施設認定 140,200 円
細 胞 検 査 士 委 員 会	50,000		0		
教 育 委 員 会	30,000		0		
渉 外 委 員 会	790,000		1,108,700		渉 39,000 円 国交 292,000 円 社保 777,700 円
諮 問 ・ 臨 時 委 員 会	500,000		740,957		子宮 WG 198,770 円 乳腺 WG 394,032 円 事・運営 10,000 円
予 備 費	100,000				学会機構 76,800 円 学・協会意見交換会 61,355 円
国 際 交 流 資 金		900,000		600,000	韓国・タイ
記 念 事 業 補 助 金		1,000,000		1,000,000	
国 際 細 胞 学 会 誘 致		0		843,983	
事 務 所 運 営 費		4,000,000		3,923,835	賃貸料 3,490,200 円十光熱費 433,635 円
退 職 金 積 立 金		1,000,000		1,000,000	平成 21 年度分
納 税 準 備 預 金		3,000,000		3,000,000	大会納税準備金
税 金		100,000		342,700	
諸 雑 費		100,000		98,940	
現 金 過 不 足				5,000	
誤 入 金 返 金				162,775	
小 計		114,779,500		127,296,803	
次 年 へ の 繰 越 金		43,931,498		35,704,572	
合 計		158,710,998		163,001,375	

平成 22 年度（2010 年 4 月～2011 年 3 月） 予 算 案

NPO 法人日本臨床細胞学会

収入の部

科 目	予 算 額 (円)		備 考
	内 訳	合 計	
前年度より繰越金		35,704,572	別途銀行預金 110,000,000 円含まず
会費		106,818,000	○2010 年会員数 11,040 名 新入会 (医師)+(技師)=425 名 (医師) 4,200 名+(新入会 200 名-退会 50 名)×90%=4,065 名 4,065 名-既納入者 140 名×12,000 円=47,100,000 円 (技師) 6,680 名+(新入会 240 名-退会 50 名)×90%=6,183 名 6,183 名-既納入者 248 名×9,000 円=53,415,000 円 (図書) 34 件 34 件×80%×9,000 円=243,000 円 (医師) 約 130 名+(技師) 約 250 名
2009 年まで	2,250,000		
2010 年	100,758,000		
2011～2013 年	3,810,000		
雑誌発行協力費 49 巻 (1～6 号・補 1・2 号)		1,000,000	
論文掲載料		1,400,000	
賛助会費		30,000	3 件
大会戻し金		4,000,000	
事務所積立金戻し金		14,289,654	
記念事業積立金戻し金		8,567,000	
退職金積立金戻し金		3,000,000	
預金利子		8,000	
雑収入		30,000	
小計		139,142,654	
合計		174,847,226	

支出の部

科 目	予 算 額 (円)		備 考
	内 訳	合 計	
学 会 費		11,900,000	
第 52 回 春 期 大 会 費	6,800,000		平成 23 年 春 期 大 会 費 用
第 50 回 秋 期 大 会 費	5,100,000		平成 23 年 秋 期 大 会 費 用
専 門 医 認 定 制 機 構		436,900	年 会 費 200,000 円 + 専 門 医 数 2,369 人 × 100 円
班 研 究 助 成 金		2,000,000	平 成 22 年 度 分
学 術 研 究 費		400,000	平 成 21 年 ・ 22 年 度 分
会 議 費		2,500,000	
理 事 会 費	1,500,000		理 事 ・ 名 誉 会 員 交 通 費 1,500,000 円
常 務 理 事 会 費	1,000,000		常 務 理 事 会 × 3 回
雑 誌 製 作 費		38,270,000	
49 巻 (1~6 号 ・ 補 1 ・ 2 号)	34,370,000		
カ ラ ー 印 刷 補 助 金	3,500,000		
J-Stage 諸 経 費	400,000		47 巻 以 降 論 文 PDF 化
通 信 費		13,000,000	
雑 誌 発 送 費	9,000,000		
事 務 通 信 費	4,000,000		総 会 用 通 信 費 約 1,200,000 円 含 む
事 務 経 費		34,650,000	
純 事 務 経 費	3,200,000		事 務 費 ・ 消 耗 費 ・ コ ピ ー リ ー 代 ・ パ フ ォ ー マ ン ス チ ャ ー ジ
印 刷 費	2,500,000		雑 誌 用 封 筒 ・ 郵 便 用 封 筒 印 刷
学 会 出 張 費	500,000		
事 務 員 給 与	14,000,000		給 与 十 定 期 代 3 名 分
法 定 福 利 費	1,500,000		社 会 保 険 + 健 康 保 険 + 雇 用 保 険 + 介 護 保 険 他
事 務 員 パ ー ト 代	5,000,000		3 名 ~ 4 名 分 (交 通 費 含 む)
コ ン ピ ュ ー タ 関 連 費	6,000,000		人 件 費 5,500,000 円 ソ フ ト プ リ ン タ ー そ の 他 500,000 円
備 品 購 入 費	100,000		
接 待 交 際 費	50,000		慶 弔 費
学 会 賞 他 制 作 費	200,000		
顧 問 料	1,600,000		税 理 士 ・ 弁 護 士 100,000 円 × 12 + 消 費 税 他 書 類 作 成
委 員 会 運 営 費		6,400,000	
総 務 委 員 会	1,180,000		総 務 200,000 円 情 10,000 円 諸 審 10,000 円 医 安 260,000 円 がん 対 策 100,000 円 子 宮 200,000 円 乳 腺 400,000 円
学 術 委 員 会	700,000		
計 理 委 員 会	150,000		
編 集 委 員 会	250,000		
細 胞 診 断 専 門 医 委 員 会	670,000		専 170,000 円 施 認 500,000 円
細 胞 検 査 士 委 員 会	0		
教 育 委 員 会	0		
渉 外 委 員 会	840,000		渉 50,000 円 社 保 500,000 円 国 交 290,000 円
諮 問 ・ 臨 時 委 員 会	110,000		学 会 機 構 等 110,000 円
選 挙 管 理 委 員 会	2,500,000		
予 備 費	0		
国 際 交 流 資 金		900,000	タイ ・ 韓 国 ・ 中 国
50 周 年 記 念 事 業		5,500,000	
国 際 細 胞 学 会 誘 致		150,000	
事 務 所 運 営 費		13,000,000	新 事 務 所 移 転 費 用 約 10,000,000 円 + 設 備 費 + 従 来 事 務 所 費 用
退 職 金 支 払 金		2,700,000	
退 職 金 積 立 金		1,000,000	
納 税 準 備 預 金		3,000,000	
税 金		350,000	法 人 事 業 税
諸 雑 費		100,000	
小 計		136,256,900	
次 年 へ の 繰 越 金		38,590,326	
合 計		174,847,226	

会 告

平成 22 年 9 月

日本臨床細胞学会理事長 長 村 義 之
日本臨床細胞学会理事選挙管理委員会委員長 佐 々 木 寛

特定非営利活動法人日本臨床細胞学会次期（平成 23・24 年度）理事改選について

本年は、平成 23 年度よりの理事選挙の年となります。理事の選出方法は、「特定非営利活動法人日本臨床細胞学会役員および評議員選任規定第 1 章第 4 節」によって行われます。

全国区投票の締め切りは、10 月 30 日（必着）、地方区は 12 月 11 日（必着）を予定しております。

全国区の投票用紙その他の必要書類は 9 月下旬に発送いたします。

次期（平成 23・24 年度）理事選出日程

■理事選挙スケジュール

2010 年 (H 22)	7 月中旬	会誌 49 巻 4 号（2010 年 7 月下旬発行）「会告」掲載 全国選出理事選挙の告示
	9 月上旬	第 1 回理事選挙管理委員会
	9 月下旬	全国区理事選挙 書類発送 全国理事選挙書類発送（投票締め切り 10 月 30 日必着） 会誌 49 巻 5 号（2010 年 9 月下旬発行予定）「会告」掲載 全国選出理事選挙の告示（2 回目）
	11 月上旬	全国選出理事開票 地方選出理事選挙書類確認 地方選出理事選挙（投票締め切り 12 月 11 日必着）
	11 月 21・22 日	第 3 回理事会
	12 月中旬（*1）	地方選出理事開票
	12 月中旬～	新理事長立候補受付
2011 年 (H 23)	1 月中旬	新理事長選出選挙書類発送 （書類受付締め切り 1 月 31 日必着）
	2 月上旬	新理事長選出選挙 開票・選出委員会
	4 月～	2011 年度 第 1 回常務理事会

*1 選出する理事は 2013 年 3 月 31 日まで任期の理事による

特定非営利活動法人日本臨床細胞学会 役員および評議員選任規程

第 1 章 役員を選任

第 1 節 理事長および副理事長の任期

第 1 条 本法定款第 16 条により、理事長および副理事長の任期は 2 年とし再任を妨げないが、2 期 4 年を限度とする。

第 2 節 学術集會会長の選任

第 2 条 学術集會会長の選出にあたっては、理事長、副理

事長、前理事長と学術委員会委員長が協議し、理事会に候補者を推薦し、理事会の議を経て選出する。

第 3 節 常務理事および常務理事会

常務理事

第 3 条 法人の常務を処理するため常務理事を若干名置くことができる。

2. 常務理事は理事の中より選出し、理事長、副理事長、前理事長の推薦により理事長が委嘱する。

3. 常置委員会の委員長は常務理事をもって当てる。

常務理事会

第4条 常務理事会は理事長が必要と認めたとときに招集することができる。

2. 常務理事会は理事長、副理事長、春期・秋期学術集會会長、次期春期・秋期学術集會会長、常務理事、委員会委員長、および理事長が必要と認められたものをもって構成する。

第4節 理事および監事の選任

理事の選任

第5条 本法人定款第14条により理事は評議員の選挙によって評議員のなかから選出し、理事会の議決により決定する。

理事の定数

第6条 理事の定数は25名以上40名以内とし、全国選出理事、地方選出理事ならびに理事長推薦理事とに分ける。

理事選挙管理委員会

第7条 理事改選の前年に理事選挙管理委員会を組織する。

2. 委員は、副理事長、総務委員会委員長、ならびに理事長の指名する理事若干名とし、理事長の指名する副理事長を委員長とする。
3. 委員会は、理事選挙に関する業務を行う。

全国選出理事

第8条 全国選出理事の定数は約20名とし、評議員のなかから評議員により選出する。

2. 全国選出理事選挙の告示は、予め定められた日に行い、各評議員に選挙人および被選挙人名簿と投票用紙を送付する。
3. 投票は10名完全連記の上、学会事務所内の選挙管理委員会に郵送する。
4. 告示日および投票締切日は、理事選挙管理委員会が別に定める。
5. 選挙の結果、投票数が同数のため定数を超過する場合は、選挙管理委員会において、候補者の役員歴等を考慮して審議の上で当選者を決定する。

地方選出理事

第9条 地方選出理事の定数は約10名とし、改選の都度、理事会において各支部連合会もしくは学会の定める支部連合ブロック（以下、支部連合会と総称）に所属する評議員数に比例して配分する。

2. 支部連合会を構成する都、道、府、県は、当分の間別表のごとく区分する。
3. 地方選出理事は、評議員のなかから全国選出理事に選出された者を除いた評議員より選出する。その告示は、全国選出理事の決定後直ちに行い、各評議員に選挙人および被選挙人名簿ならびに投票

用紙を送付する。

4. 投票は、各支部連合会ごとに、定数を連記し、学会事務所内の理事選挙管理委員会に郵送する。
5. 告示日および投票締切日は、理事選挙管理委員会が別に定める。
6. 選挙の結果、投票数が同数のため定数を超過する連合地方会については、選挙管理委員会において、候補者の役員歴等を考慮して審議の上で当選者を決定する。

別表：支部連合会と所属都・道・府・県

北海道支部連合ブロック：北海道

東北支部連合ブロック：青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島

関東支部連合ブロック：新潟、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡

中部支部連合ブロック：富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重

近畿支部連合ブロック：滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山

中国、四国支部連合ブロック：鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知

九州支部連合ブロック：福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

理事長推薦理事

第10条 理事長推薦理事の定数は約5名（うち3名は細胞検査士評議員から選出することができる）とし、理事長は前理事長、副理事長と合議の上で候補者を新理事会に推薦し、その議を経て決定する。

理事の補充

第11条 理事に欠員を生じた場合には、それぞれの次点者を繰り上げて補充する。

2. 次点者の得票数が同数の場合には、選挙管理委員会は役員歴等を審議の上で次点者の順位を決定しておく。

理事投票の無効規程

第12条 投票は、次の場合には無効とされる。

1. 所定の投票用紙を使用していないもの
2. 定数が連記していないもの
3. 姓名を完全に記していないもの
4. 姓名の判読できないもの
5. 同一姓名を2回以上記入したもの
6. 所定の期日までに学会事務所に到着しないもの

監事の選任

第13条 定款第14条により、理事長は副理事長、前理事長と協議して、候補者を理事会に推薦し、理事会、評議員会の承認を経、総会の議決により決定する。

会 告

平成 22 年 9 月

日本臨床細胞学会学会機構等検討委員会委員長 土 屋 眞 一

日本臨床細胞学会の公益社団法人移行についてのお知らせ

日本臨床細胞学会（本会）では、理事長諮問委員会として 2009 年に学会機構等検討委員会（委員長；土屋眞一）が設立され、本会の公益社団法人化の可能性について、約 1 年間に渡って長村義之理事長、中山裕樹諸制度審議委員長、大内 智顧問税理士、各委員とともに検討してまいりました。2010 年春の日本臨床細胞学会理事会で、特定非営利活動法人（通称、NPO 法人）である本会は、将来的には公益社団法人に移行することを念頭におき、さらに検討する旨が承認されました。公益社団法人移行理由の一つは、NPO 法人設立から早 10 年余りが経過しており、さらに社会情勢の変化に伴い、本学会もボランティア活動の一つとしてみられがちな NPO 法人から脱却し、学術専門家集団あるいはその専門的事業を行う学会としての公益社団法人化が急務であると考えられたためです。

そこで公益社団法人化に向けたいくつかの項目について会員の皆様にお知らせするとともに、新法人移行へのご理解とご協力をいただきたいと考えています。

1. 公益法人化の目的

本会は設立以来、学術団体として学術集会の開催や「日本臨床細胞学会雑誌」の発行を、主とした活動として行ってきました。しかしながら今後、学術団体相互間の協力・連携や関係官庁への提言等を実効性あるものとして行っていくためには公益性の高い法人格が必要となってきます。この法人格を取得することによって、社会と連携した横断的な研究発表を含めた情報発信が可能なものとなり、細胞学のさらなる普及と向上・国民の健康と福祉に寄与することができます。以上が公益社団法人日本臨床細胞学会（新法人）を設立する目的です。

2. 公益社団法人の概要

公益社団法人とは「積極的に不特定多数の者の利益を実現することを目的とし、営利を求めず、また、役職員・会員等に対して利益を配分したり、財産を還元せず、設立に当たってその法人の目的に関連する事務を把握している官庁の許可を得た法人」を指しています。平成 20 年 12 月 1 日から施行の新公益法人制度では、これまでの社団法人や財団法人は廃止され、登記のみで設立できる一般社団法人、一般財団法人、あるいは公益認定等委員会が公益性ありと認めた公益社団法人、公益財団法人に分けられています。なお、公益社団法人になる前提として、一般社団法人であることが必要条件になっています。

現在、本会は NPO 法人であり、市民活動を法人としての運営目的としているため、臨床細胞学の学術研究を事業目的としている本会もボランティア活動の延長線上にみられ、法人としての位置付けは低いものになっています。公益社団法人では専門家が集まり、専門的な事業として行っていると判断され、法人としての格は NPO 法人と比べて格段に高まってきます。

3. NPO 法人との比較による公益社団法人の利点と欠点

1) 利 点

(1) 臨床細胞学の学術研究を事業目的としていても、NPO 法人ではボランティア活動のための法人格として規定されてしまうが、公益社団法人では専門家が集まり、専門的な事業を行っていると認定される。

(2) NPO 法人に寄付をする個人・企業に対しては税制の優遇がなく、任意団体に寄付をすることと同様であるため、真に公益性に疑問符がつき、寄付が集まりにくい。公益社団法人は税法上、税制優遇のある法人であるため、寄付をする個人・企業にとっても公益性があると判断でき、寄付行為が容易となる。学術集会の寄付金などがこれに該当する。

2) 欠 点

(1) 毎年、認定要件をクリアしておくことが必要であること。

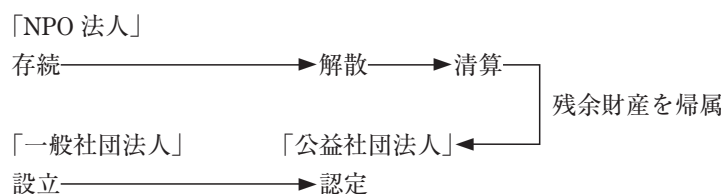
(2) 報告書を毎年提出する必要がある、事務的な手間が生じること。

4. 公益社団法人認可までの道筋について

公益社団法人の認可を受けるためには、NPO 法人を存続したまま、まず一般社団法人を設立する必要があります。設立後、一般社団法人から公益社団法人への移行申請を行い、公益社団法人に認定された場合は NPO 法人の残余財産を公益社団法人に寄付し、NPO 法人を解散いたします。

一般社団法人と NPO 法人を一時並列しなければならない理由は、本会（NPO 法人）の所有している財産の取扱いがあります。NPO 法人の財産の処分については会員への分配が禁止されており、他に同様の事業を行っている NPO 法人もしくは公益社団法人へ寄付を行う必要があります（NPO 法人から一般社団法人への寄付行為は禁止されています）。したがって、一般社団法人から公益社団法人への認可が受けられるまで、NPO 法人は解散できず並列して存在することとなります。また、一般社団法人を設立後、万一、公益社団法人認可が不調に終わった場合には、一般社団法人を解散させ、従来通りの NPO 法人としての活動を行っていくための保険的な意味合いもあります。

NPO 法人と一般社団・公益社団法人への流れは下記の図式となっています。



なお、実際 NPO 法人から公益社団法人に移行した例を具体的に紹介します。この法人は「公益社団法人 日本認知症グループホーム協会」で、下記の手順・日程で公益社団法人となっています。

特定非営利活動法人から公益社団法人への移行例

平成 12 年 10 月	NPO 法人（特定非営利活動法人）取得。名称を全国痴呆性高齢者グループホーム協会となる。
平成 17 年 10 月	「全国認知症グループホーム協会」へ改称
平成 21 年 3 月 16 日	「一般社団法人日本認知症グループホーム協会（日本 GH 協）」を設立
平成 21 年 5 月 12 日	公益認定申請（内閣府）
平成 22 年 4 月 1 日	「公益社団法人日本認知症グループホーム協会（日本 GH 協）」認可・設立

（公益社団法人 日本認知症グループホーム協会 HP より引用）

現在公益認定を受けているその他の医学学会

日本看護科学学会，日本人間ドック学会，日本痛風財団，国際口腔医療財団，
日本医学教育財団，肥後医育振興会，臨床心臓病学教育研究会，結核予防会，
薬剤師認定制度認証機構，東京都豊島区歯科医師会

5. 法人変更に伴うその他の事項

1) 公益社団法人認可までの必要な年数については、まず一般社団法人は 1 ヶ月程度で設立可能です。公益社団法人認定を受けるには、申請書の作成、NPO 法人からの事業・残余財産の移行、認定審査など約 2 年間の期間が必要です。

2) 公益社団法人認可まで、会員が所属する法人は NPO 法人から一般社団法人所属となります。ただし、移行は一般社団法人設立後、年会費徴収などの事務手続きが終了後となります。

3) 年 2 回の学術集会の開催手続きは、会員の一般社団法人移行が完了した時点で、一般社団法人で行うこととなります。

4) 細胞診専門医や細胞検査士の試験・資格更新を行っている細胞診断学推進協会は、本会が一般社団や公益社団法人になっても、そのまま任意団体として存続させることも可能ですが、公益事業には「資格の付与」が挙げられていますので、協会を一般あるいは公益社団法人に取り込み、公益認定を目指すことも可能です。今後、細胞診断学推進協会の存続に関しては、協会と新法人双方で協議していきたいと考えています。

5) 現状のまま各都道府県の地方会を存続させる場合には、地方会の全ての会計事務を新法人が取り込む必要があります。

会計事務を地方会にそのまま置く場合には「〇〇県日本臨床細胞学会」など、都道府県名をつけることで独立した団体になります。なお、この項に関しては更なる検討が必要かと思われます。

以上、簡単ですが新法人移行についてのご説明をいたしました。学会機構等検討委員会では移行に伴う事務および諸経費等につき、さらに検討を加えていく所存ですが、会員皆様の忌憚のないご意見を頂戴したいと思います。なお、ご意見・ご質問等は日本臨床細胞学会事務局までお願いします。

6. 追加資料

下記に NPO、一般社団、公益社団法人の比較表を掲載いたします。

NPO 法人、一般社団法人、公益社団法人対比表

NPO 法人と社団法人との比較表

	NPO 法人	一般社団法人	公益社団法人
名称	特定非営利活動法人(NPO 法人)〇〇	一般社団法人〇〇	公益社団法人〇〇
目的(活動)制限	法に定める 17 分野に該当する活動をメインに行う。 収益事業は公益目的事業を妨げない範囲であること	無し	公益事業(23 項目)を主たる目的とすること 収益事業は公益目的事業を妨げない範囲であること 風俗営業・投機的取引・高利の融資事業等、社会的信用を維持する上でふさわしくないと、政令で定められているものを行わないこと
事業報告	毎事業年度 3 ヶ月以内に必要	無し	毎事業年度 3 ヶ月以内に必要
所轄官庁	有り	無し	有り
社会的信頼性	中程度(設立時等所轄官庁の認可が必要のため)	低い(所轄官庁がないため)	高い(所轄官庁があり、原則 3 年に一度公益立入検査があり。また、一定要件を満たさない場合は、公益認定が取り消されることがある)
支出制限	無し	無し	公益目的事業費率が 50%以上
使途財産制限	無し	無し	①寄付財産 ②補助金 ③公益目的事業対価 ④事業収益 ⑤定款上の公益特定財産他 以上は、公益目的事業を行うために使用し、処分しなければならない
保有財産制限	無し	無し	株式その他内閣政令で定めるもの
遊休財産制限	無し(但し、剰余金分配禁止あり)	無し(但し、剰余金分配禁止あり)	有り
残余財産処分	国・地方公共団体・類似の事業目的の公益法人等への贈与規程が必要	無し(但し、残余財産分配禁止)	国・地方公共団体・類似の事業目的の公益法人等への贈与規程が必要
理事資格制限	無し	無し	三親等内親族理事は 1/3 以下、他同一団体(公益法人、又はこれに準ずるものとして政令で定められているものを除く)理事なども 1/3 以下 監事についても同様の規程あり
必要的設置機関	①社員総会 ②理事会 ③監事	①社員総会 ②理事(1 名以上(理事会設置の場合は 3 名以上)、任期 2 年。定款や社員総会の決議によって任期の短縮可) ③監事(1 名以上、任期 4 年。定款や社員総会の決議によって任期 2 年に短縮可) ④会計監査人(負債 200 億円以上の場合。公認会計士又は監査法人にて設置、任期 1 年。但し社員総会において別段の決議がなければ再任、任期が自動的に更新)	①社員総会 ②理事(3 名以上、任期 2 年。定款や社員総会の決議によって任期の短縮可) ③監事(1 名以上、任期 4 年。定款や社員総会の決議によって任期 2 年に短縮可) ④理事会(代表理事、監事も同席) ⑤会計監査人(但し、事業年度ごとの収益の額、費用及び損失の額、その他政令で定める基準に達しない場合は設置する必要はない。資格は左④に同じ)

NPO 法人と社団法人との比較表（続き）

	NPO 法人	一般社団法人	公益社団法人
任意設置機関	①代表理事 ②理事会 ③会計監査人	①代表理事 ②理事会（代表理事，監事も出席） ③会計監査人（資格は上に同じ）	①会計監査人（設置要件，資格は上に同じ）
役員報酬	定款の規定により支給することができる	無し（定款にその額が規定されていないときは，社員総会の決議によって支給することができる）	民間事業者における給与体系や法人の経理状況を考慮して不当に高くないこと。（但し，役員報酬支給限度額は社員総会の決議が必要）
公益認定取消基準	法令違反を行ったとき	無し（公益法人でないため）	①役員に欠格事項がある場合 ②不正手段による認定があった場合 ③定款・事業計画書が法令違反の場合 ④税金の滞納処分が執行されている，又は滞納処分から3年以内の場合 ⑤許認可事業の許認可が取得できない場合 ⑥暴力団支配団体の場合 ⑦取消後5年以内の場合
決算公告	監督官庁公舎にて閲覧及びHPにて財産目録等を掲載	官報又は日刊新聞又はHP（当該総会から5年間）	左に同じ
会計原則	NPO 法人会計に基づく会計処理	一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従う。（公益法人会計基準に基づく会計処理が望ましい）	収益・公益事業の区分特別会計の特則（公益法人会計基準に基づく会計処理）
書類備置義務	①定款・役員名簿 ②財産目録 ③貸借対照表・収支計算書 ④社員のうち10人以上の名簿	①定款・社員名簿（永久） ②各業年度に関わる計算書類及び事業報告並びに附属明細書（定時社員総会の1週間前から5年間）	①定款・社員名簿（永久） ②各事業年度に関わる計算書類及び事業報告並びに附属明細書（定時社員総会の1週間前から5年間） ③当該事業年度の事業計画書，収支予算書，その他内閣政令で定める書類。（毎事業年度の前日から当該事業年度の末日まで） ④財産目録，役員等名簿，役員報酬等，支給基準記載書類，その他内閣政令で定める書類（5年間）
閲覧・複写権	制限無し（閲覧等に関して費用の請求不可）	社員・債権者（閲覧等に関して費用の請求可）	制限無し（閲覧等に関して費用の請求不可）
行政官庁の監督	報告要求，立ち入り調査，帳簿等検査，質問権の行使，勧告，命令権 事業を行う法令上の許認可行政機関，警察庁，国税庁への意見聴取権 事業を行う法令上の許認可行政機関，警察庁，国税庁は，行政庁へ意見を述べる事が出来る	原則 無し（監督官庁が無いため）	報告要求，立ち入り調査，帳簿等検査，質問権の行使，勧告，命令権 事業を行う法令上の許認可行政機関，警察庁，国税庁への意見聴取権 事業を行う法令上の許認可行政機関，警察庁，国税庁は，行政庁へ意見を述べる事が出来る
税制上の措置	原則非課税（収益事業は課税）法人税・法人住民税法人税割額・法人事業税 法人住民税均等割→課税（収益事業がない場合は，最低税率） <u>寄付金の控除・損金算入無し</u> 法人・個人から受け取った寄付金について，その支払った者に対して税制上のメリット無し	原則課税 法人税・法人住民税法人税割額・法人事業税 法人住民税均等割→課税	原則非課税（収益事業は課税）法人税・法人住民税法人税割額・法人事業税 法人住民税均等割→課税（収益事業がない場合は，最低税率） <u>寄付金の控除・損金算入有り</u> 法人・個人から受け取った寄付金について，その支払った者に対して税制上のメリット有り

会 告

平成 22 年 9 月

特定非営利活動法人日本臨床細胞学会理事長 長 村 義 之

学術集会会場における年会費納入の取り止めについて

従来学術集会の会場において年会費納入を受け付けておりましたが、近年取り扱う現金が多額となり安全上の理由から、第 49 回秋期大会より学術集会会場での年会費の納入ができなくなります。年会費の納入方法につきましては下記をご参照ください。会員の皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

振り込み先（ゆうちょ銀行）
口座番号 00110-0-35545
加入者名 日本臨床細胞学会

- *年会費は医師会員 12,000 円/年、技師会員 9,000 円/年となっております。
 - *本年度から過年度会費未払いの方には、住所等を印字した請求書をお送りいたします。
- なお、振り込み手数料は各自ご負担ください。

以上

会 告

平成 22 年 9 月

特定非営利活動法人日本臨床細胞学会理事長 長 村 義 之
同 学会事務局運営委員会委員長 佐 々 木 寛

事務局からのお知らせ

平成 22 年 9 月 1 日より、日本臨床細胞学会事務局は移転いたしました。お問い合わせの電話は、正午 12：00～18：00 にお願いいたします。また、不定期ですが土・日・祝日などお問い合わせができるようになりました。お問い合わせ可能日につきましては、今後ホームページに掲載してまいります。

ご不明な点につきましては、以下の連絡先へお願いいたします。

住所

〒101-0062

東京都千代田区神田駿河台 2-11-1 駿河台サンライズビル 3 階

電話：03-5577-4680

FAX：03-5577-4683

Mail：jssc-ask@jssc.gr.jp（会員サポートメール）

（toiawase@jssc.gr.jp 臨時問い合わせ用メールアドレス。平成 22 年内で廃止となります）

ホームページアドレス：<http://info.jssc.gr.jp/jimukyoku/jimukyoku.htm>

情報処理委員会報告

学会会員のみなさまへの電子メールの登録のお願い

学会からのお知らせを電子メールでも配送しています。現在は、メールジャーナルの発刊に使用させていただいておりますが、順次使用範囲を拡大していく方針です。約1,000名のアドレスが現在登録されていますが、転勤などに際してのメールアドレス変更も含めて登録をお願いいたします。

具体的には、学会ホームページ <http://www.jscc.or.jp/>

index.htmlの「事務局からのお知らせ」から、登録してください。登録されたアドレスは、学会からのお知らせ以外には使用しません。また学会規定により、情報処理委員長への許可がなければ使用できないことが明記されており、個人情報管理は特に厳格に保護されています。

よろしくお願いいたします。

(情報処理委員会委員長 中泉明彦)

社会保険委員会報告

去る4月1日より診療報酬改定後の診療報酬制度が施行され、皆様方におかれましては、平成22年度版医科点数表に従って、すでに診療報酬の請求を行っていることと思います。平成20年改定時に病理組織診断と細胞診断につきましては、「第3部検査」より「第13部病理診断」に新規診療報酬部門として移動いたしました。そのために病理診断は病理組織診断と細胞診断を含むようになっておりますので、その点を十分ご理解いただきますようお願いいたします。

今回、日本臨床細胞学会の長年の懸案でありました「N003-2術中迅速細胞診標本作製料450点」と「N006-2細胞診断料240点」が新規に承認され、施行されております。この2件の新規診療報酬項目の取扱いに当たりましては、長村義之理事長の並々な御尽力がありましたことを申し添えておきたいと思っております。また、新規診療報酬項目の算定については当学会からいくつかの疑義を厚労省にいたしておりますので、それを含めて報告します。

まず、「N003-2術中迅速細胞診標本作製料(1手術につき)450点」ですが、これは術中迅速細胞診標本作製料であり、診断料ではありません。ご承知おきください。さらに、社会保険研究所による平成22年4月版の医科点数表の解釈には「手術の途中において腹水、胸水などの体腔液を検体として標本作製及び検鏡を完了した場合において1手術につき1回算定できる」とされています。さらにN003-2術中迅速細胞診標本作製料とN004細胞診標本作製料の併算定はできないことになっています。同様に、N003-2術中迅速細胞診標本作製料とN003術中迅速病理組織標本作

製料1900点との併算定もできません。

次に「N006-2細胞診断料240点」ですが、「病理診断を専ら担当する医師が勤務する病院又は病理診断を専ら担当する常勤の医師が勤務する診療所である保険医療機関において、区分番号N003-2に掲げる術中迅速細胞診もしくは区分番号N004に掲げる細胞診の2により作成された標本に基づく診断を行った場合又は当該保険医療機関以外の保険医療機関で作成された標本に基づく診断を行った場合に、これらの診断の別又は回数にかかわらず、月1回算定する」となっています。回りくどい内容になって、解りづらいようですが、要するに①保険医療機関で作成された標本を、②病理診断を専ら担当する医師が、③保険医療機関で診断した場合に、240点が算定できると考えていいようです。算定する施設では、これらをきちんと担保できるような体制にしておく必要があります。言い換えますと、診断医のサインのある分は、たとえ良性であろうと、悪性であろうと算定できるわけです。支払基金側から要求された場合は、細胞診断医は1例、1例明確に確かに診断したことを示す証拠(自筆のサイン)が求められるかもしれませんが、長年の悲願であった、細胞診断料が新設されましたが、今後はこれを基本に細胞診断料の適正な点数や人件費の盛り込み方などを考えていきたいと考えております。

婦人科材料等の細胞診につきましては、標本作製料150点、婦人科材料以外の材料の細胞診については標本作製料190点が算定できます。これは多少文言の言い換えはありますが、従来と変わっていないと考えてよいと思われます。今回婦人科材料の細胞診断料は算定できないことになりま

した。この婦人科材料の細胞診断料が将来見直されるか否かについてはよくわかっていません。しかし、婦人科材料の細胞診断料が承認されるには、まずそれ以外の材料の細胞診断料算定が適正に運用されるかにかかっているのではないかと考えています。ぜひ、医師のサインのある婦人科領域以外の検体についての細胞診断料算定の適正な運用を

お願いいたします。なお、12月には早くも平成24年度の改定に向けて、申請書を提出することになっております。現場の声を反映させるためにもご意見をどうぞ、当学会事務局までお寄せください。

(社会保険委員会委員長 金城 満)

国際交流委員会報告

2 国間学术交流

1) 第9回日韓細胞診合同会議

開催日：2010年(平成22年)11月6日(土)

会場：韓国・STXリゾート(STX Resort)

<http://www.stxresort.com/>

(慶尚北道聞慶市)

2) 第18回日本・タイ細胞診ワークショップを2011

年1月19日(水)、20日(木)、21日(金)に予定。開催地はPangngaを予定(ブーケットより1時間くらい)。

3) 第6回日中細胞診合同会議は開催に向けて日程等調整中。

(国際交流委員会委員長 内藤善哉)

第 52 回日本臨床細胞学会総会（春期大会）のご案内（第 7 次）

第 52 回日本臨床細胞学会（春期大会）は、平成 23 年 5 月 20 日（金）から 22 日（日）まで福岡市の福岡国際会議場で開催予定です。佐賀大学が学術集会をお世話させていただきますことを大変光栄に思います。

また、プログラムにつきまして、プログラム委員会および会員の皆様からたくさんの有益な案をお寄せいただき、まことにありがとうございました。現在、お寄せいただいた案をもとにして、シンポジウム・ワークショップ・特別講演・教育講演などの骨格を固めているところです。

1. 会 期：平成 23 年 5 月 20 日（金）～22 日（日）

- 1) 5 月 20 日（金）：各種委員会，理事会
- 2) 5 月 21 日（土）：学術プログラム，会員懇親会
- 3) 5 月 22 日（日）：学術プログラム，総会・評議員会（同時開催），専門医会

2. 会 場：福岡国際会議場

〒812-0032 福岡市博多区石城町 2-1

TEL：092-262-4111

FAX：092-262-4701

3. プログラム概要

- ・シンポジウム・ワークショップ
- ・特別講演，会長講演，要望講演，教育講演
- ・スライドカンファランス
- ・アジアフォーラム
- ・班研究報告
- ・医療安全セミナー，細胞診専門医会セミナー

・一般公募演題（口演，ポスター発表）

・ランチョンセミナー

4. 一般演題（口演，ポスター）の募集

学会ホームページよりインターネットによるオンライン登録にて受けつけます。

公募期間は 10 月 4 日（月）正午～11 月 30 日（火）正午（予定）です。ふるってご応募ください。

5. 託児室

会場（福岡国際会議場）内に設置します。ご利用は予約制です。詳細は後日，ホームページにてお知らせします。

6. 会員懇親会

5 月 21 日（土）に開催予定です。詳細は後日，ホームページにてお知らせします。

7. 学会事務局

事務局長：横山正俊（佐賀大学医学部産科婦人科）

事務局：佐賀大学医学部産科婦人科

〒849-8501 佐賀市鍋島 5-1-1

Tel：0952-34-2319 FAX：0952-34-2057

E-mail：jssc52@convention.co.jp

URL：http://www2.convention.co.jp/jssc52/（予定）

事務代行：日本コンベンションサービス株式会社

〒810-0002 福岡市中央区西中洲 12-33

TEL：092-712-6201 FAX：092-712-6262

第 52 回日本臨床細胞学会総会（春期大会）
会 長 岩 坂 剛

第50回日本臨床細胞学会秋期大会のご案内（第3次）

第50回日本臨床細胞学会秋期大会は下記のごとく開催いたします。

50回の節目に当たる来秋期大会のメインテーマは「女性のための臨床細胞学—未来に向かって—」とし、乳がん・子宮がんをテーマの中心に据えさせていただきました。多くの会員の皆様にご参加いただけるよう、さまざまな企画を立案したいと考えておりますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

1. 会 期：2011年(平成23年)10月22日(土)・23日(日)
2. 会 場：京王プラザホテル
〒160-8330 東京都新宿区2-2-1
TEL 03-3344-0111
3. 大会メインテーマ：「女性のための臨床細胞学—未来に向かって—」
4. 会 長：土屋眞一（日本医科大学付属病院病理部）
副会長：内藤善哉（日本医科大学統御機構・腫瘍学）
プログラム委員会
委員長：中山裕樹（神奈川県立がんセンター婦人科）
委員長：森谷卓也（川崎医科大学病理学2）

組織運営・実行委員会

委員長：川本雅司（日本医科大学付属病院病理部）

5. 大会事務局：

本部：日本医科大学付属病院病理部

〒113-8603 東京都文京区千駄木1-1-5

TEL(代表)03-3822-2131（内線）5417

（直通）03-5814-6684

FAX 03-5814-6684（or 03-5814-6498）

事務局長：松原美幸（日本医科大学付属病院病理部）

事務局代行：(株)イベント&コンベンションハウス

〒110-0016 東京都台東区台東4-27-5 秀和
御徒町ビル8F

TEL 03-3831-2601(代)

FAX 03-5807-3019

E-mail：jssc50aki@ech.co.jp

6. 演題募集：インターネットで行います。詳細は後日ご案内いたします。

第50回日本臨床細胞学会秋期大会
会 長 土 屋 眞 一

第 53 回日本臨床細胞学会総会（春期大会）のご案内（第 2 次）

第 53 回日本臨床細胞学会総会（春期大会）は平成 24 年 6 月 1 日，2 日，3 日の 3 日間に千葉県千葉市美浜区の幕張メッセで開催予定です。

会員懇親会は東京ディズニーシー・ホテルミラコスタにて平成 24 年 6 月 2 日の予定です。

東京慈恵会医科大学教室一同，千葉県支部一同準備に万全をきたす所存ですので，皆様のご来場をお待ち申し上げます。

第 53 回日本臨床細胞学会総会（春期大会）
会 長 佐々木 寛

第 61 回細胞検査士ワークショップのお知らせ（第 3 次）

日本臨床細胞学会理事長 長 村 義 之
 同 教育委員会委員長 岩 坂 剛
 同 実施委員長 小笠原 利 忠
 日本細胞診断学推進協会理事長 半 藤 保

下記の要領で細胞検査士ワークショップを開催いたします。
 目 的：細胞検査士生涯教育の一環として、臨床細胞学の講義および実習を行う。

テーマ：「子宮内膜細胞診 up to date ーさらなるスキルアップをめざしてー」

講 義：日時 平成 22 年 12 月 18 日（土）13：00～17：00
 会場 先端医療振興財団 臨床研究情報センター
 第 1 研修室

- 1 子宮内膜の臨床（オーバービュー）
植田政嗣（大阪がん予防検診センター婦人科検診部）
- 2 子宮内膜の病理
棟方 哲（大阪南医療センター臨床検査科）
- 3 子宮内膜の細胞診
矢納研二（JA 三重厚生連鈴鹿中央病院産婦人科）
- 4 子宮内膜細胞診のピットホール
清水恵子（済生会野江病院病理検査室）

実 習：日時 平成 22 年 12 月 19 日（日）9：00～16：00
 会場 神戸大学医学部基礎学舎南棟 B1 第 2 実習室
 講師 植田政嗣，棟方 哲，矢納研二，清水恵子，

小笠原利忠（誠仁会大久保病院），
 則松良明（愛媛医療技術大学保健科学部），
 香田浩美（倉敷中央病院病理検査科）

*第 2 次のお知らせの中で講師のご紹介に誤りがありました。下記に訂正してお詫びいたします。

講義 3 「子宮内膜の細胞診」 矢納研二

誤（三重大学医学部産婦人科）

正（JA 三重厚生連鈴鹿中央病院産婦人科）

募集人員と受講料：講義と実習 100 名 12,600 円(税込み)

講義のみ 100 名 4,200 円(税込み)

*実習についてはキャンセル待ちとなる可能性もありますのでご了承ください。なお、講義のみ受講の方にも実習教材の解説を含めたハンドアウトを配布いたします。

応募方法：受講希望者は下記申し込み用紙をご利用ください。受講可否、登録手続きについては追って本人に連絡いたします。

応募締切り：平成 22 年 11 月 18 日（木）必着

申し込み先：〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 2-11-1

駿河台サンライズビル 3 階

日本細胞診断学推進協会事務局

第 61 回細胞検査士ワークショップ

.....切り取り線.....

第 61 回細胞検査士ワークショップ申込書

受講科目：講義と実習 講義のみ 講義と実習，不可能時は講義のみ
 （希望項目をチェックしてください）

所 属：（勤務先名称）

住 所：（勤務先）〒

TEL

（自 宅）〒

TEL

氏 名：

細胞検査士 CT (JSC) No. _____

医師 臨床検査技師

細胞検査士資格更新の申請について

細胞検査士委員会委員長・

細胞検査士資格更新審査委員会委員長 広 岡 保 明

学会誌第2号にあるように、今年度の資格更新を行います。

今年は在来の申請方法に加えてインターネットからの申請も実施いたします。

詳細が決まり次第、ホームページに掲載いたしますのでご利用願います。

第9回日韓細胞診合同会議のお知らせ（第1報）

国際交流委員会・韓国担当 坂本 穆彦
海野 みちる

恒例の表記会議が、今年も開催されます。会員のみならず、ご家族、お知り合いの方々ともどもご参加くださいますよう、ご案内いたします。

記

日時：2010年（平成22年）11月6日（土）

午前8時30分～正午

会場：韓国・STXリゾート（STX Resort）

<http://www.stxresort.com/> 慶尚北道聞慶市
韓国のちょうど真ん中あたり、俗離山国立公園
付近の山岳地帯に位置する大型リゾート地です。
この中に会場、宿泊施設があります。四季折々の
アクティビティが楽しめます。

交通：ソウルから車で2～3時間かかります。11月5日（金）に仁川（インチョン）空港に正午までに到着する航空便で来られる方々には、会場直
行のバスを用意しますのでご利用ください（料
金未定）。旅行の手配の詳細は後日、第2報（ホ
ームページ）にてお知らせします。

公用語：英語

参加費：未定

プログラム：（例年通りです）

講演は4題（日韓2題ずつ、1題30分）です。

今回のテーマは呼吸器細胞診です。韓国側からは
LBCによる肺癌・肺結核についてと、胸水の中皮
腫・腺癌についての2題が発表されます。

日本側の演題2題を募集いたします。新しい手法、
分子レベルの研究を交えたものが望まれておりま
す。応募いただいたなかから、先着順を原則とし
て、当委員会にて採用演題を調整させていただきます。

ポスターは日韓双方から発表されます。演題数や
テーマについての制限はありませんので、ふるっ
てご応募ください。日韓2名の座長のもとで進行
します。

懇親会（ランチ）には学術集会終了後に日韓全員
の参加者が招かれます。なお、11月5日（金）の

夕方は大韓細胞学会総会に出席している韓国の細
胞学会会員の懇親会が同会場で行われ、例年です
と、われわれはそこにも招かれます。

旅行・宿泊：

現地および日本の旅行会社と相談のうえプランを
作成し、後日標準的なタイムスケジュールについ
ては学会ホームページにてお知らせします。また、
旅程のすべてまたは一部を個人で手配していただ
いても結構です。

参加申し込みおよび演題申し込みの締め切り：

9月30日（木）（締め切り日以降は、下記の「申し込み
先」までお問い合わせください）。

参加希望者は下記まで e-mail などにて登録してください。
その際には、氏名および所属（英語と日本語で。氏名のあ
とには MD, CT, MT など付記してください）、連絡先
（住所：職場または自宅）をお知らせください。連絡方法
（e-mail アドレスや電話番号）を明記してください。

発表希望者は抄録を同時にお送りください。英文にてタイ
トル・氏名・所属を書き、1行あけてから本文を記してく
ださい。なお、英文は業者ないしネイティブスピーカーなど
によるチェックを受けたものを提出してください。

講演は原則的には、先着順といたします。ポスターのサイ
ズなどの情報は発表者にお知らせいたしますが、例年日本
臨床細胞学会の学術集会に準じたサイズです。

ご希望があれば、航空券の手配やホテルの予約のお手伝
いをさせていただきます。毎回この会議の斡旋を担当してい
る業者を紹介しますので、参加申し込みの際に下記までお
気軽にお申し出ください。

申し込み先：海野（うみの）みちる

杏林大学医学部病理学

東京都三鷹市新川 6-20-2

TEL：0422-47-5511

FAX：0422-40-7093

e-mail：umim@ks.kyorin-u.ac.jp

2010年8月5日